森林環境譲与税を活用した取組事例集

静岡県

はじめに

森林環境税及び森林環境譲与税

平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」（以下「法律」という。）が成立・公布され、同年4月から森林環境譲与税に係る部分が施行されました。法律に基づき令和元年9月30日に、第1回目の森林環境譲与税の譲与がなされ、その後、半年ごとに譲与が行われています。

各地方自治体においては、この森林環境譲与税を活用し、森林所有者への意向調査やこれを踏まえた間伐の実施等の森林整備の取組のほか、人材の育成や木材利用、普及啓発などの森林整備を促進するための取組が始まっています。

本事例集は、森林環境譲与税を活用して動き始めた各地の取組を紹介していますので、同じような課題を抱える地域での参考としていただき、各市町の地域の実情に応じた森林整備等が一層推進することを期待しています。

森林経営管理法と森林経営管理制度

平成31年4月に「森林経営管理法」が施行され、森林経営管理制度がスタートしました。

森林経営管理制度は、林業経営の効率化と森林管理の適正化を一体的に促進するため、市町村が森林所有者から森林の経営管理を行うための権利を取得し、自ら森林を経営管理する、又は、当該権利に基づき森林の経営管理を行うための権利を民間事業者に設定することができる制度です。

＜森林経営管理制度のイメージ＞

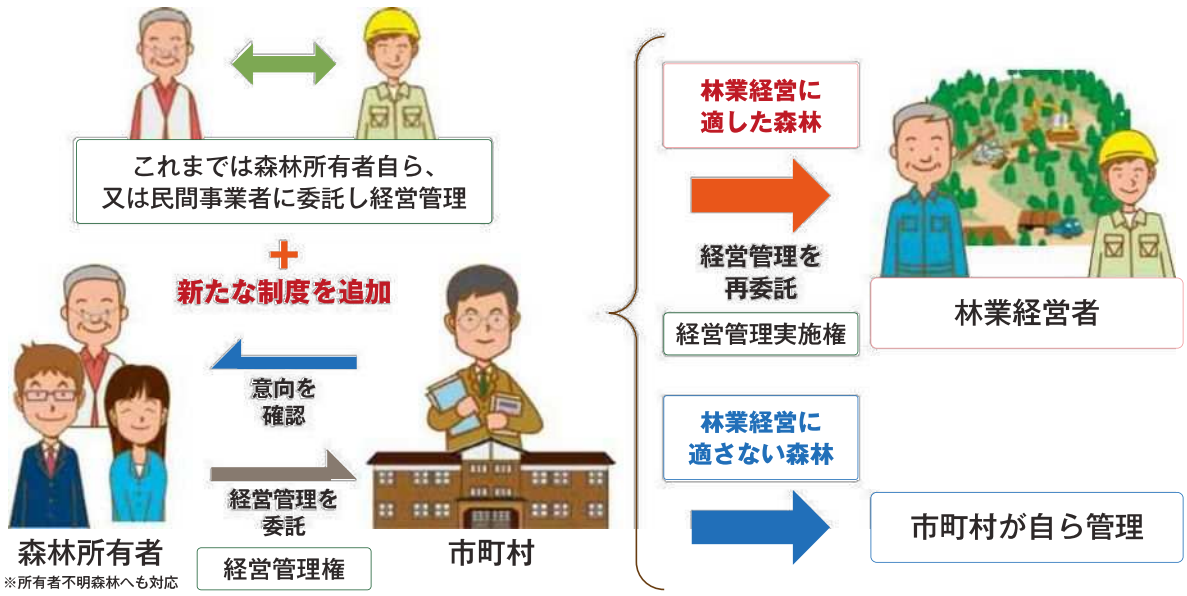

経営管理が行われていない森林について
市町村が仲介役となり森林所有者と担い手を繋ぐ仕組みを構築

目　次

はじめに …… 1

県内市町の取組

1 民間の力を活かして森林の整備を推進したい

1-1　富士市 …… 3

1-2　島田市 …… 5

1-3　浜松市 …… 7

2 着実に森林を整備したい

2-1　小山町 …… 9

2-2　長泉町 …… 11

2-3　川根本町 …… 13

3 景観の観点で森林を整備したい

3-1　裾野市 …… 15

4 防災の観点で森林を整備したい

4-1　御殿場市 …… 17

4-2　掛川市 …… 19

4-3　菊川市 …… 21

5 植えた木を確実に成林させたい

5-1　掛川市 …… 23

6 地域材を活かして魅力を広めたい

6-1　静岡市 …… 25

6-2　浜松市 …… 27

7 森林・林業の大切さを伝えたい

7-1　三島市 …… 29

7-2　静岡市 …… 31

8 譲与税の使途について市民と考えたい

8-1　掛川市 …… 33

全国の取組

9-1　地域の実態に即した持続可能な経営管理の仕組みづくり（大阪府千早赤阪村） …… 35

9-2　木材消費地における木材利用の取組（神奈川県川崎市） …… 37

市町を支援する県の取組

10-1　森林整備につながる市町支援 …… 39

10-2　木材利用につながる市町支援 …… 40

参考資料

森林環境譲与税と森林（もり）づくり県民税 …… 41

県内市町の取組

1-1 民間の力を活かして森林の整備を推進したい

富士市

地元説明会の開催等により所有者の意向を調査し、経営管理権を取得。林業経営に適した森林を整備するため、民間事業者に経営管理実施権を設定し、官民連携による森林整備を推進。

意向調査に伴う地元説明会の開催

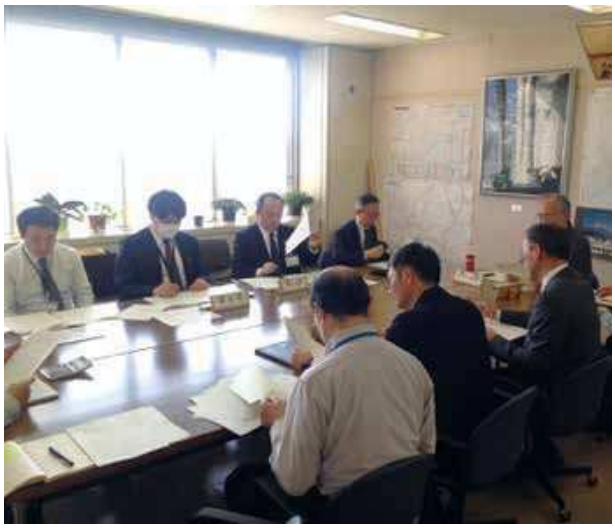

経営管理実施権者を選ぶ選定委員会

経営管理実施権者による森林整備や木材生産

富士市事業名:

森林経営管理事業（令和元年度～）

▶▶▶森林経営管理法に基づく森林所有者への意向調査、経営管理権集積計画作成に係る森林所有者への同意取得、境界の明確化を民間事業者に委託。

事 業 費

13,061千円（R1）（全額譲与税）

実　　績

意向調査75.0ha（392筆、155人）、経営管理権設定52.4ha、経営管理実施権設定52.4ha（以上、R1）
令和元年度に経営管理実施権を設定した森林のうち森林経営計画に基づく森林整備31.5ha（R2）

スキーム

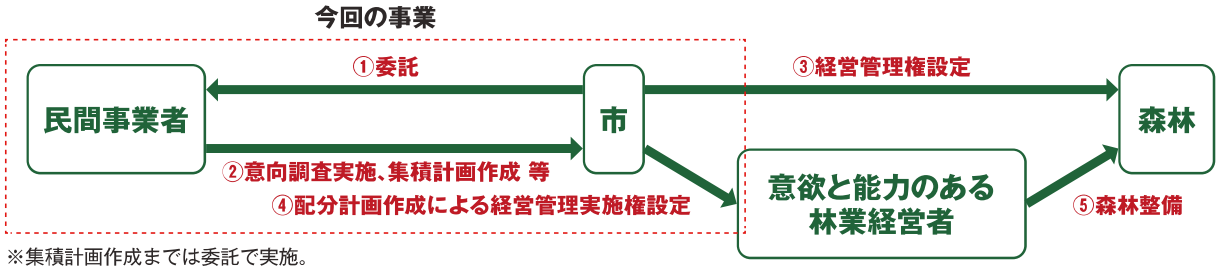

※集積計画作成までは委託で実施。
それ以降の配分計画作成（林業経営体への再委託）は市で実施。

富士市担当者のこだわり

○市内を3地区に分け、各地区で林業経営体による森林経営計画の策定が困難だった地域を対象として、森林整備を推進。

○経営管理実施権者を選定する選定委員会（市が直営で運営）は、富士市の部長・課長の他、富士宮市の課長、県農林事務所所長等をメンバーに加えて、公平性と多角的な検討を担保。

譲与税活用のポイント

○市有地の貸地（立木は市と賃借契約を結ぶ個人が所有）は、1件当りの契約地の面積が小さく、林業経営体による森林整備が進まなかった。また、森林経営計画策定地の隣接地で森林経営計画が策定できない森林があり、森林整備が進まなかった。そこで、森林環境譲与税を活用して、意向調査を実施した結果、経営管理権を52.4ha設定することができた。その中で、31.5haの森林を整備することができた。

○今後、意向調査地を拡大し、経営管理実施権による森林の整備を推進する。

《問い合わせ先》　富士市林政課／☎0545-55-2783

県内市町の取組

1-2 民間の力を活かして森林の整備を推進したい

島田市

民間事業者が行う森林整備を促進するため、市単独の補助事業を創設。補助率の算定は、林分条件等を勘案し、独自の採点表に基づく評価を行い、経済林と非経済林等に区分した上で、きめ細やかな支援を実施。

採点表：補助率を決定するため、林小班毎に、採点表に基づいて市が採点。

項目		3点	2点	1点	0点	−1点	−2点	−3点
樹木整理	樹種	スギ・ヒノキ	コナラ類	その他針・広			竹林	崩壊地ほか
	蓄積/ha	500㎥以上	400～500	300～400	200～300	100～200	100未満	
土地的条件整理	面積	1ha以上	0.5～1ha		0.5ha未満			
	傾斜	10度未満	10～20度	20～30度	30～35度		35度以上	
林道等整備状況	既存林道からの距離	50mまで	50～100m	100～200m	200～300m	300～400m	400～500m	500m以上
	既存作業道等の有無			有	無			
	土場の有無			有		無		
土地制限林状況	制限林		無				有	
	土砂災害指定区域						有	
	自然災害被災箇所						有	
機能条件整理	公益的機能の有無		木材等生産機能水源涵養機能		保健−レクリエーション文化・生物多様性保全			
	森林経営計画の有無	有				無		
路網整備計画	路網整備計画の有無			有				
所有形態	所有形態			個人	個人以外			

採点の結果を表した図（合計点が9点以上は経済林、8点以下は非経済林・経済化推進林）

島田市事業名：

ぬくもりのある森林（もり）づくり事業（令和2年度～）

▶▶▶水源かん養、土砂流出等の災害の防備その他の森林の有する公益的機能の維持を図るため、間伐の助成制度を創設。

事 業 費

4,050千円（R2）（全額譲与税）

補助対象

15～90年生のスギ・ヒノキ林のうち、過去10年間において間伐が実施されていない森林（※国・県の補助事業の交付の対象となる森林は補助対象としない。）

事業種目

間伐（間伐率20～35%）、簡易作業路整備（間伐に伴うもの）

補 助 率

林業による採算性の見込めない森林（非経済林、経済化推進林）…10/10以内
林業による採算性の見込める森林（経済林）… 2/3以内

事業主体

静岡県森の力再生事業実施要領に規定する者と同等の資格もしくは能力を有するものであり、静岡県森の力再生事業を実施したことのある者。

実 績

間伐、6.17ha（R2）

スキーム

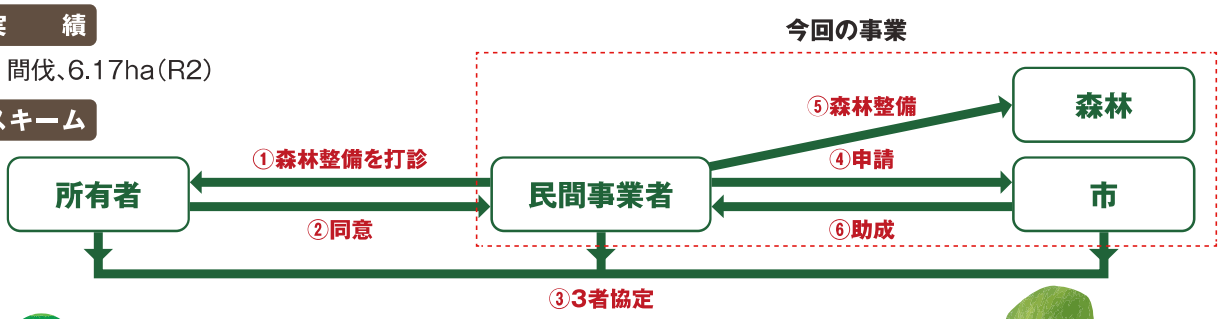

島田市担当者のこだわり

○県の「森の力再生事業」や「しずおか林業再生プロジェクト」などを参考に、市内で活動する複数の林業経営体及びふじのくに森林整備アドバイザーの意見を取り入れて、事業内容を検討。

○非経済林・経済林化推進林の補助率を高くすることで、採算性の見込めない森林の整備を促進。

譲与税活用のポイント

○林業経営体の活動を支援することで森林の経営管理が進むと考え、本補助制度を創設した。令和2年度は本制度を活用し、6.17haの間伐が実施された。今後は、3者協定に基づき維持管理をしていく。

《問い合わせ先》　島田市農林整備課／☎0547-36-7165

県内市町の取組

1-3 民間の力を活かして森林の整備を推進したい

浜松市

所有者の意向確認や同意取得等を民間事業者と協力して実施。林業経営に適した森林は民間事業者による整備を促進、適さない森林においては、市が自ら整備を実施。整備後は認証林の審査を受けるなど持続可能な森林経営を実現。

経営管理権を設定し、市町村森林経営管理事業を実施した森林（引佐地域）

森林整備を実施後、FSC森林認証の審査を受ける（春野地域）

浜松市事業名：

森林経営管理推進事業（令和元年度～）

▶▶▶・適切に管理されていない森林について、森林所有者の意向確認、経営管理権集積計画等の作成、同意の取得等を民間事業者等に委託。

・森林経営計画樹立地が近接し、一体として森林施業が見込める森林を対象とし、経営管理権を設定せずに民間事業者の森林施業を促進。また、森林経営計画の樹立が困難な森林や採算が合わないが経営管理に前向きな回答をした森林については、経営管理権を設定して市町村森林経営画管理事業による森林整備を実施。

事業費

14,278千円（R1）（全額譲与税）

実績

意向調査の実施結果：森林所有者数：96人、面積：160.59ha
うち、経営管理の同意：63人、104.23ha
経営管理に同意した森林の内訳 利用間伐：26人、65.67ha
保育間伐：41人、34.08ha
市町村森林経営管理事業の実施：１人、4.48ha（R1）

スキーム

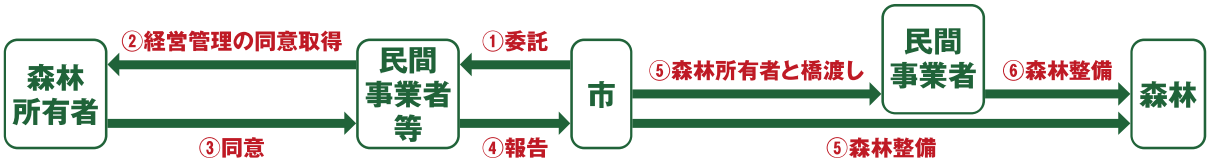

浜松市担当者のこだわり

○意向調査の発注は入札方式とし、森林組合でも民間事業体でも受託可能に。

○仕様書に調査票の配布数ではなく、回答数及び簡易測量等実施面積を明記することで委託業務の成果を明確化し、受注者の業務意欲を促進。

譲与税活用のポイント

○森林経営計画の樹立範囲外の森林は、林業経営体による森林整備が進まなかった。そこで、公（当市）の信頼力で意向調査を実施した結果、林業経営体による経営管理に同意する森林約104haを把握することができたので、今後、森林整備を実施していく。

○今後、さらに意向調査を進めて、着実に森林整備につなげていく。

《問い合わせ先》　浜松市林業振興課／☎053-457-2159

県内市町の取組

2-1 着実に森林を整備したい

小山町

所有者説明会に加え、現地立会いや同意取得のための事前説明など、細やかに対応。その結果、経営管理を託したいとの意向を示した所有者のうち、林業経営に適さない森林を森林経営管理事業で整備。

森林所有者説明会

現地調査

森林所有者・関係者立会

同意取得のための事前説明

小山町事業名：

森林経営管理事業（令和元年度～）

▶▶▶森林経営管理法に基づく森林所有者への意向調査（町内、民有林2地区）、経営管理権集積計画の原案作成を民間事業者に委託。

事 業 費

4,444千円（R1）（うち譲与税4,417千円）

実　　績

意向調査約500ha（R1）、意向調査で町に経営管理を託したいと回答した所有者の森林、約100ha（R1）
経営管理権設定3.24ha（R1）、森林整備3.15ha（R2）

スキーム

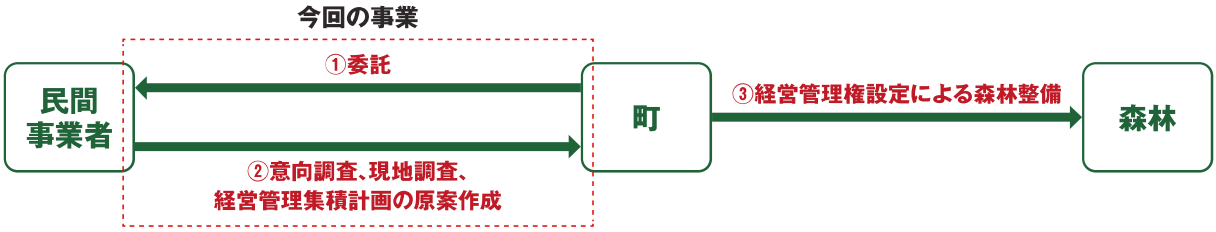

小山町担当者のこだわり

○約1,800haの人工林を対象とし、
・既設道からの距離（近いほど対象とする）
・傾斜（緩傾斜ほど対象とする）
・地質（スコリア層が薄いほど対象とする）
の3つの観点から、意向調査の対象範囲を選定。

○意向調査対象森林が1,100haと大きいため、5地区に区分して、意向調査を順次実施することとした。

譲与税活用のポイント

○所有形態が小規模な森林は、林業経営体による森林整備が進まなかった。そこで、森林環境譲与税を活用して、意向調査を実施した結果、経営管理を町に託したい森林約100haを把握することができ、令和2年度は3.15haの森林を整備した。

○今後、約100haのうち残りの森林について、市町村森林経営管理事業を主体としつつ、利用間伐の実施が見込める森林については、林業経営体に橋渡しするなど、着実な森林整備につなげていく。

《問い合わせ先》　小山町農林課／☎0550-76-6112

県内市町の取組

2-2 着実に森林を整備したい

長泉町

森林整備が進まなかった地域へ意向調査を行った結果、経営管理を町に託したい所有者を把握。今後、経営管理権の設定や町の森林経営管理事業の活用を念頭に、森林整備を着実に実施。

				森林の所有状況				所有する森林の場所			今後の経営・管理				立ち入りの許可		
	送付	到達	返信有	自分が所有している	実質的に所有している	売却・譲渡済み	わからない	自分が知っている	自分以外が知っている	わからない	町に相談したい	町への依頼を検討したい	自分又は親族が行う	他者へ委託予定	立ち入りを許可する	検討する	許可しない
人数（人）	22	18	17	13	4	0	0	15	0	2	8	5	4	0	14	2	1
				76%	24%	0%	0%	88%	0%	12%	47%	29%	24%	0%	82%	12%	6%
筆数（筆）	39	22	21	15	6	0	0	18	0	3	9	7	5	0	17	3	1
				71%	29%	0%	0%	86%	0%	14%	43%	33%	24%	0%	81%	14%	5%
面積（ha）	7.90	5.73	5.60	4.60	1.00	0.00	0.00	4.98	0.00	0.62	3.86	1.17	0.57	0.00	5.14	0.43	0.03
				82%	18%	0%	0%	89%	0%	11%	69%	21%	10%	0%	92%	8%	1%

意向調査結果（抜粋）

所有者と森林の現状を把握

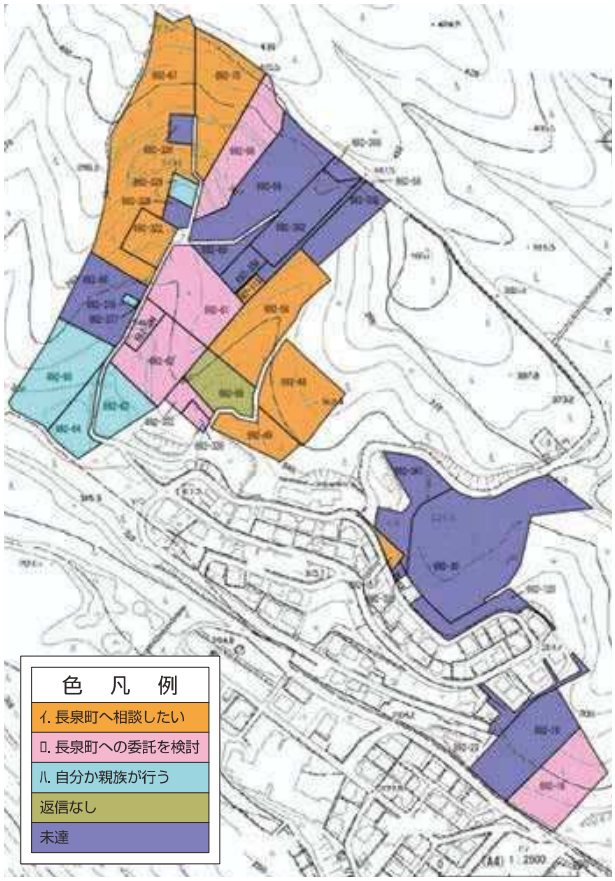

森林の経営管理に対する所有者の意向

長泉町事業名:

森林経営管理事業（令和2年度～）

▶▶▶森林経営管理法に基づく意向調査を効果的に行うため、町内全域の森林の現況を把握し、整備する森林の洗い出しと整備の優先順位等を決めるための全体計画を作成。また、一部モデル地域（7.90ha）で現地調査、意向調査を静岡県森林組合連合会に委託。

事 業 費

2,860千円（R2）（全額譲与税）

実　　績

全体計画作成6.50ha、現地調査及び意向調査7.90ha
意向調査で町に経営管理を託すのに前向きな回答をした所有者5.03ha（R2）

スキーム

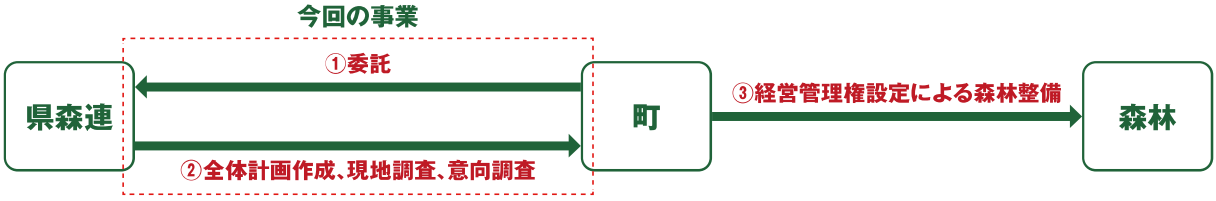

長泉町担当者のこだわり

○森林経営管理法に基づき、一部地域で意向調査を実施するとともに、経営管理権の取得について検討し、今後の森林整備の方向性を決定した。

○町には森林・林業分野に長けた職員が居ないため、森林・林業の実情に詳しい者に委託し、予算の範囲内で計画的に整備ができる森林面積を想定して優先順位を決定。

譲与税活用のポイント

○約1,000haの森林のうち、町の南側は、人工林が天然林とモザイク状に点在し、林業経営体による森林整備が進まなかった。そこで、森林環境譲与税を活用して、全体計画の作成と意向調査を実施した結果、経営管理を町に託したい森林約5haを把握することができた。

○今後、約5haの森林について、市町村森林経営管理事業を実施して、着実に森林整備につなげていく。

《問い合わせ先》　長泉町産業振興課／☎055-989-5516

県内市町の取組

2-3 着実に森林を整備したい

川根本町

地域に精通している自治会が所有者の意向をとりまとめ、町へ森林整備を要望。集落に隣接する森林の林縁部を含む面的な整備を実施。整備後の森林管理は自治会が主体となって行う。

森林（林縁部）　整備前

森林（林縁部）　整備後

森林（林内）　整備後

森林（林内）　整備後

川根本町事業名：

里山林整備事業（令和元年度～）

▶▶▶町は、自治会からの要望申請に基づき、集落に隣接する手入れがなされていない森林について、自治会が所有者の意向を取りまとめることや、整備後の森林の管理を行うことを条件に、町の委託発注により間伐及び除伐を実施。

事業費

2,286千円（R1）（全額譲与税）、48,000千円（R2）（うち譲与税27,732千円）

実　績

間伐2.12ha（R1）、34.37ha（R2）

スキーム

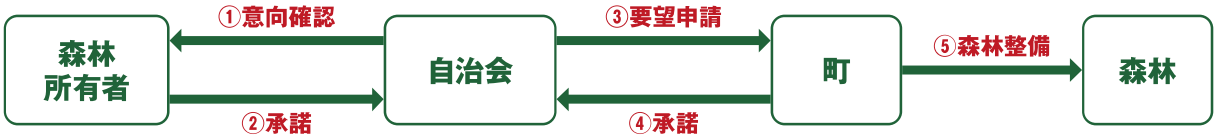

川根本町担当者のこだわり

○当町は、経営可能な森林については林業経営体が森林経営計画に基づく森林整備をすすめている。しかし、採算が合わない等の理由により手入れがなされていない森林にあっては、自治会の協力を得ながら、地域住民の生活に密着した場所での森林整備に譲与税を活用。

○自治会が所有者の意向を確認することで、地域で森林を管理する意識を持ってもらう。

譲与税活用のポイント

○集落に隣接する森林は、森林所有規模が小さく、林業経営体による森林整備が進まなかった。そこで、自治会の会合で里山林整備事業について説明し、森林環境譲与税を活用して森林を整備に取り組んだ結果、地域の課題に対応した間伐等の森林整備を2年間で約37ha実施することができた。

○今後、引き続き、自治会の声を聴きながら、着実に森林整備につなげていく。

《問い合わせ先》　川根本町農林課／☎0547-56-2226

県内市町の取組

3-1 景観の観点で森林を整備したい

裾野市

幹線道路沿いの森林の公益的機能の向上、森林景観の向上及び通行安全性の向上を図るため、修景伐と間伐を組み合わせた森林整備の実施に対して助成。

整備前

整備中

整備後

位置図

裾野市事業名：

市単独森林整備事業（令和元年度）

▶▶▶主要幹線道路沿いの森林の公益的機能の向上を図るとともに、森林景観の向上と道路通行の安全性の向上を図るため、修景伐と間伐を組み合わせた事業を創設。所有者の同意を得て、森林整備を実施した民間事業者に助成。

事 業 費

7,018千円（R1）（全額譲与税）

実　　績

修景伐0.29ha、間伐0.20ha（R1）

スキーム

裾野市担当者のこだわり

○伐採率は、修景伐を行う森林の伐採率は100%、間伐を行う森林の伐採率は25%とするなど、市と民間事業者が現場を確認の上、状況に応じて柔軟に伐採率を設定できるようにした。

○修景伐の伐開幅は、道路から4m以内と定めることで、伐採後に風倒被害が生じないよう配慮した。

譲与税活用のポイント

○道路沿いの森林は、まとまりが小さく、林業経営体による森林整備が進まなかった。そこで、森林環境譲与税を活用して、修景伐及び間伐に対する助成制度を創設した結果、裾野市街地と企業団地のアクセス道路である県道24号線沿いの森林で、0.29haの修景伐と0.20haの間伐の実績を上げることができた。

○今後、申請者と整備地域について協議しながら、道路沿いの森林整備を促進していく。

《問い合わせ先》　裾野市農林振興課／☎055-995-1823

県内市町の取組

4-1 防災の観点で森林を整備したい

御殿場市

近年市内に広がり始めたナラ枯れ被害が、令和2年度は非常に目立つようになってきたことから、ナラ枯れにより枯死した木の伐採に対する補助制度を創設。

ナラ枯れ被害状況

作業中（くん蒸処理）

整備前

整備後

御殿場市事業名：

ナラ枯れ対策事業（令和2年度～）

▶▶▶ナラ枯れ被害により枯損し、かつ、倒木、落枝等により人身又は家屋等への重大な被害を及ぼす危険性の高い樹木の伐採及びナラ枯れ被害の原因である病害虫の駆除を実施する者に対して助成。

事 業 費

5,000千円（R2）（全額譲与税）

補助対象

危険木の伐採及び病害虫の駆除に要する経費

補 助 率

補助対象経費の2分の1（上限20万円）

実　　績

伐採及び駆除処理本数：332本（R2）

スキーム

御殿場市担当者のこだわり

○さらなるナラ枯れ被害の拡大を防ぐため、伐採だけでなく病害虫駆除（くん蒸処理等）までを条件とした。

○申請者は個人でも可能とし、小さな規模の被害にも助成できるよう配慮した。

譲与税活用のポイント

○今年度、ナラ枯れによる森林被害が急速に拡大した。そこで、森林環境譲与税を活用して、ナラ枯れ被害木の伐採及び病害虫の駆除に対する助成制度を創設した結果、ナラ枯れ被害木332本を処理し、周囲の森林を保護し、危険を取り除くことができた。

○今後、助成制度を継続し、森林保護を促進していく。

《問い合わせ先》　御殿場市農林整備課／☎0550-82-4629

県内市町の取組

4-2 防災の観点で森林を整備したい

掛川市

災害時の緊急輸送路や配電線沿い等の重要インフラに近接する森林について、経営管理権の設定または所有者との協定締結により、防災の観点から面的な森林整備を実施。

位置図

整備後

緊急輸送路沿いの森林（整備前）

緊急輸送路沿いの森林（整備後）